

2019年10月17日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

台風19号に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する特別措置について

このたびの台風19号に伴い被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。
弊社は、台風19号の影響で災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置をさせていただきます。

1. 対象地域

災害救助法適用地域：

岩手県6市5町3村、宮城県14市20町1村、福島県12市26町12村、茨城県20市3町、栃木県10市4町、群馬県11市11町4村、埼玉県21市18町1村、東京都6区15市3町1村、神奈川県11市7町1村、新潟県3市、山梨県10市6町4村、長野県16市14町14村、静岡県1市1町、および当該地域に隣接する地域となります。(適用地域の詳細は[別紙](#)を参照ください。)

2. 主な特別措置内容

①支払期日の1ヵ月延長

・2019年9月分、10月分および11月分および12月分の電気料金について、支払期日を1ヵ月間延長いたします。

②不適用月の電気料金の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年4月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。(0120-491-710)

以上